

## 健康づくり審議会対がん戦略部会がん診療連携推進専門委員会運営規程

### (目的)

第1条 本県のがん医療の均てん化及び地域連携を促進し、がん診療連携を推進する兵庫県指定がん診療連携拠点病院（以下「県指定病院」という。）にかかる指定要件、推進方策等についての助言及び提言を得るため「がん診療連携推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を健康づくり審議会対がん戦略部会に設置し、健康づくり審議会運営規程第7条に基づく運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県指定病院の指定要件に関する助言・提言
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 専門委員会は、委員10名以内で組織する。

### (委員以外の出席者への謝金)

第4条 健康づくり審議会運営規程第6条に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、委員と同額の謝金を支給する。

### (委員以外の出席者への費用弁償)

第5条 前条の規程に基づき、委員以外の者が出席したときは、その委員以外の者に対し、旅費を支給する。

- 2 前項により支給する旅費の額は、「職員の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）に基づく額とする。

### (庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、健康福祉部健康局疾病対策課において処理する。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

### 附則

- 1 この規程は、平成26年6月9日から施行する。